

報告事項 1 給食費の未納対策について

1 給食費について

学校給食は、学校給食法により、施設・設備に係る経費は設置者の負担であり、食材料費は保護者の負担となっている。

区 分	給食費単価	備 考
中学生	320 円	平成 31 年度から改定
小学生（新宿小分室）	288 円	

2 過去 3 年間の未納状況

	調定額	未納金額	徴収率
令和 元 年度	12 億 6,855 万円	1,101 万円	99.13%
平成 30 年度	12 億 5,263 万円	1,075 万円	99.14%
平成 29 年度	13 億 825 万円	750 万円	99.43%

3 給食費未納者への対応

- (1) 給食費未納者（過年度分）へ催告文の送付
- (2) 徴収嘱託員による訪問徴収（平成 24 年 9 月から）
- (3) 児童手当からの滞納分給食費の徴収（平成 25 年 2 月支給分から）
- (4) 徴収専門組織「債権管理課」への徴収移管（平成 25 年度から）
- (5) 市税等電話催告業務委託（コールセンター・平成 26 年度から）
- (6) 学校給食費徴収事務の公会計化（平成 30 年度から施行）